

「GX 戦略地域」の選定に関する公募要領
(脱炭素電源活用型)

1. 背景・目的

世界全体でカーボンニュートラルな社会を目指す動きの中で、我が国においても2023年2月に「GX 実現に向けた基本方針」(令和5年2月10日閣議決定)を策定して以降、GX 製品のサプライチェーン形成や排出削減が困難とされる多排出産業の構造転換に向けて、20兆円の先行投資を呼び水として10年間で150兆円規模のGX 関連官民投資を誘発するための成長志向型カーボンブレイキング構想を実行に移してきました。

しかし、海外情勢の不安定化やデジタル技術の急激な進化とそれによる電力需要予測の変化、経済安全保障の観点からの国内産業サプライチェーンの在り方についての見直しのニーズ、脱炭素に必要とされる革新的技術のコスト推移や市場拡大に関する懸念等、カーボンニュートラル実現に向けた見通しに対する不確実性が高まっています。

こうした情勢を受けて、2025年2月18日に閣議決定された「GX2040 ビジョン」において、GX 産業構造の実現に向けた取組の一つとして GX 産業立地政策の考え方を示しました。これを踏まえ、2025年4月より、内閣官房において、「GX 産業構造の実現に向けた GX 産業立地ワーキンググループ」を立ち上げ、8月には GX 産業立地政策の具体的な措置として「GX 戰略地域制度」を創設しました。具体的には、産業資源であるコンビナート跡地等や地域に偏在する脱炭素電源等を核に、GX 型の産業集積やワット・ビット連携を促進し、「新たな産業クラスター」の創設を目指すこととし、地域選定を行う3類型(①コンビナート等再生型、②データセンター集積型、③脱炭素電源活用型)と事業者選定を行う「④脱炭素電源地域貢献型」に分けて整理しました。

脱炭素電源活用型 GX 戰略地域 (GX 産業団地)においては、地域に偏在する豊富な脱炭素電源を活用できる環境を整備し、脱炭素電源を核とした産業クラスターの形成を目指しています。

脱炭素電源活用型 GX 戰略地域として選定された地域（以下「GX 戰略地域」という。）においては、団地整備に係る各種サポートや、GX 産業団地で活用するための脱炭素電源や蓄電池の整備支援等¹を活用しながら、脱炭素電源を核とした産業クラスターを形成することが期待されます。

今般、GX 戰略地域を選定するため、内閣官房 GX 実行推進室の実務を行う経済産業省において、以下の通り申請を募集します。

¹ 具体的な支援措置の内容については、GX 戰略地域制度の HP を御参照ください。随時更新してまいります。
https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/GX_strategy_area.html

2. 申請主体

- ・主たる申請者

地方公共団体（都道府県又は市区町村）

- ※ 当該都道府県又は市区町村の行政区域の全域について、「GX 戦略地域」の対象地域となることを希望する地方公共団体。
- ※ 産業団地整備の事業主体となる地方公共団体、又は事業主体（民間事業者・公社等）と連携する地方公共団体。

- ・共同申請者（任意）

都道府県、市区町村、民間事業者等

- ※ 主たる申請者と同一都道府県内の地方公共団体や当該計画に関係する事業者等との共同申請を可能とします。
- ※ 複数の地方公共団体が共同で申請する場合、主たる申請者は一つの地方公共団体に限定し、その他の地方公共団体は共同申請者としてください。
- ※ 共同申請者となる地方公共団体又は事業者等は、計画の全体又は一部について責任を持って関与し、主たる申請者である地方公共団体と連携して具体的な取組を実施又は支援する意思を有するものとし、その業種・属性は問いません。

3. 公募参加のための手続き等

- ・公募参加資格

公募に参加できる者は、（別添）公募参加資格に記載する要件をいずれも満たす地方公共団体又は地方公共団体及び事業者で構成するコンソーシアム等とします。

- ・遵守すべき事項

以下の遵守事項に違反した場合、その申請が無効と扱われ、若しくはGX 戦略地域又は有望地域に選定された地方公共団体（以下「選定地方公共団体」という。）においても、選定が取り消されることがあります。

- ① 共同申請者等の関連する民間事業者等についても（別添）公募参加資格を満たすよう、適切に管理すること。
- ② 本公募要領が公示された日から選定の通知がされる日までの間は、公募による選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害する行動は行わないこと。
- ③ 公募に参加しようとする他の者（自らが公募に参加しない他の GX 戦略地域の公募に参加しようとする者を含む。）に係る当該公募に関する情報を収集する活動及び当該公募に関する自らの情報を公募に参加しようとする他の者に提供する活動を行わないこと。
- ④ 記載した事項に偽り等がないこと。

- ・申請の無効

次のいずれかに該当する申請は無効とすることがあります。

- ① 公募参加資格のない者がした申請
- ② 遵守事項に違反する者がした申請（なお、申請後、選定地方公共団体の選定までに遵守事項に違反した者の申請も同様とする。）

- ③ 指定の時刻までに提出しなかった、又は、全ての必要書類が提出されなかった申請
- ④ 所定の様式によらない申請
- ⑤ 公募に関し、不正な行為を行った者がした申請

4. 申請書類・記載事項

以下の（1）から（5）までに掲げる事項を、様式（1）に記載の上、御提出ください。また、記載に当たっては（別紙1）、（別紙2）の内容を御確認ください。なお、様式（1）には計画の概要を記載することとし、各記載事項の詳細情報及び根拠については別添資料（様式自由）として必ず御提出ください。その際、別添資料は一つのファイルにまとめ、様式（1）において、各項目に対応する別添資料の頁番号を御記載ください。

＜記載事項＞

（1）申請主体・担当者連絡先等

※申請者（主たる申請者、共同申請者）となる地方公共団体及び事業者名、代表者名、所在地、連絡担当窓口、及び認定を希望するエリア名を御記載ください。

（2）インフラ整備に関する事項

① 候補地の概要

※候補地は、計画構想段階～分譲中（本制度の公募開始時点で入居企業が未決定の状態）のものに限り、既に事業者が進出している、又は進出が決まっている土地は対象外とします。

② 各候補地の詳細情報

※総面積、交通アクセス等の情報、各種インフラ整備に関するスケジュールと総事業費及びそれらを踏まえた資金調達計画を御記載ください。

③ 各候補地に対する事業者の立地ニーズ

※各候補地に対する事業者からの問い合わせの状況や事業者との協議状況について御記載ください。

（3）競争力強化に関する事項

① GX産業団地の整備を通じた産業振興計画

※（I）産業競争力の強化、（II）地域経済の活性化、（III）雇用の拡大・創出、（IV）地域課題の解決の4つの観点を踏まえた、具体的かつ実現性の高い計画を御記載ください。

※事業規模や経済波及効果等、可能な限り定量的に御記載ください。

（4）脱炭素に関する事項

① 入居企業の電力使用量の全量が脱炭素電源由来であることを担保するための計画／仕組み

※入居企業の電力使用量の全量が脱炭素電源由来であることを義務化する予定や計画を御記載ください。

② 活用する脱炭素電源の詳細

③ 地方公共団体実行計画

※別添資料として添付してください。また、2027年度までの計画策定又は改訂を予定している場合には、策定又は改訂に向けたスケジュールを御記載ください。

④ 脱炭素電源の供給増に向けた計画

※2030年頃を目安とした申請地方公共団体内の脱炭素電源の供給増に係る目標と、それに向かう各年度の達成見込み等を御記載ください。

(5) 地域との連携等に関する事項

① 地域への産業集積を実現できる体制の整備

② 進出企業に対する財政支援

※地方公共団体が有する、各候補地で活用可能な企業立地や投資促進に資する支援制度（設備投資助成、雇用奨励金、税制優遇、金融支援等）を御記載ください。

③ 人材確保に関する取組状況

※人材確保に関する取組の状況を御記載ください。

5. 選定要件

脱炭素電源活用型GX戦略地域については、以下の要件を総合的に評価して選定します。

※GX産業構造実現のためのGX産業立地ワーキンググループ中間とりまとめより抜粋。

番号	分類	要件内容
1	インフラ整備に関する観点	<p>産業団地の整備に向けて、以下の内容を含む実現可能な計画を策定できていること</p> <ul style="list-style-type: none">用地取得／団地整備に向けたステークホルダーとの調整状況（地権者交渉等）各種産業インフラの整備に関する概算コスト、スケジュール総事業費を踏まえた資金調達計画（予算計画／融資の活用等） <p>※GX移行債による直接的な団地整備補助金の交付は実施しないため、その前提で計画を策定すること</p>
2		<p>十分な面積の産業団地であり、道路・交通アクセスが良いこと。以下を目安とする</p> <ul style="list-style-type: none">総面積が10ha以上最寄りのIC、幹線道路、鉄道駅、港等からの距離が5km以内であること 等
3		<p>事業者のニーズを踏まえた団地整備計画となっていること</p> <p>（例）産業団地への入居候補事業者と議論を開始し、当該事業者のニーズ（投資時期、規模）を踏まえた整備計画を策定している等</p>

4	競争力強化に関する観点	地域の脱炭素電源を核としつつ、GX 産業団地の整備を通じた産業集積により、(I) 産業競争力の強化、(II) 地域経済の活性化、(III) 雇用の拡大・創出、(IV) 地域課題の解決を実現できる具体的かつ実現性の高い計画が策定できていること
5		団地の分譲要件や一括受電により、入居企業に対して以下の要件を課す団地を造成／分譲すること <ul style="list-style-type: none"> • 脱炭素電力を 100%活用すること • 申請自治体※の脱炭素電源を積極的に活用すること • PPA や自家発電を積極的に活用すること • 新設・再稼働電源を積極的に活用すること ※都道府県／市区町村／広域連携エリア
6	脱炭素に関する観点	当該自治体が策定する地方公共団体実行計画（事務事業編・区域施策編※）が地球温暖化対策計画又は政府実行計画に準拠し、適切なものであること ※2027 年度までに策定又は改定予定である場合も含む
7		<ul style="list-style-type: none"> • 申請自治体（都道府県／市区町村／広域連携エリア）において、脱炭素電源の供給増に係る計画を策定し、それが履行される見込みがあること • 電源整備における 「事業計画策定ガイドライン」に準拠していること、及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」の趣旨・目的に沿った説明会等が実施されていること
8	地域との連携等に関する観点 (自治体等によるコミット)	自治体内において、企業誘致に係る専任部署及び職員を配置※しており、積極的な企業誘致活動を行っていること ※新規電源の開発を行う場合は、電源開発を行う体制も確保していること
9		域内の企業立地や投資促進に資する支援制度（設備投資助成、雇用奨励金、税制優遇、金融支援など）を十分に整備していること
10		地域の企業の人材確保に向けて積極的な取組を行っていること

6. 公募期間

令和 7 年 12 月 23 日から令和 8 年 2 月 13 日 17 時（必着）

7. 選定プロセス

・選定プロセスの全体像

GX 戰略地域の選定は、外部有識者で構成する第三者審査委員会による2段階の審査を通じて行います。公募期間終了後、一次審査を行い、その選定結果を踏まえて令和8年春頃に有望地域（一次審査合格者）を選定します。その後、有望地域は、申請内容の更なる具体化を行います。その結果を踏まえ、第三者審査委員会において最終審査を行い、令和8年夏頃にGX 戰略地域（最終合格者）を選定します。

- 公募締切 : 令和8年2月13日17時（必着）
- 有望地域の選定結果公表 : 令和8年春頃目途
- GX 戰略地域の選定結果公表 : 令和8年夏頃目途

※選定時期は、審査の状況に応じて変更される可能性があります。

第三者審査委員会では書面審査のほか、必要に応じて、対面又はWeb会議によるヒアリングを行う予定としています。なお、ヒアリングの日程や開催方式等の詳細は、公募期間終了後、ヒアリングの対象となる地方公共団体に対して、経済産業省より御連絡します。ヒアリングを実施しない場合もありますので、御認識おきください。

加えて、経済産業省、その他関係省庁との会議等への参加やヒアリング等をお願いする可能性がありますので、御認識おきください。

・各審査で確認する内容

一次審査においては、各種インフラ整備の計画や競争力強化に関する計画、脱炭素に関する計画及び自治体のコミット等を審査します。その後、有望地域に選定された地方公共団体については、競争力強化に関する計画や、脱炭素電源の活用・供給増に係る計画等について申請内容の更なる具体化等を行った上で、最終審査では情報の粒度・確度を高めた詳細な計画を審査します。

※詳細な審査プロセスについては、GX 産業構造実現のためのGX 産業立地ワーキンググループ中間取りまとめを参照

・通知

経済産業大臣は、申請内容の審査・評価により選定地方公共団体を選定したときは、選定された者及び選定されなかった者に対しその旨を通知します。選定の結果については、速やかにホームページへの掲載その他適宜の方法により公表します。また、通知の際、選定地方公共団体に対しては、評価プロセスを通じて指摘された留意事項等を合わせて通知する場合があります。

選定結果公表時の記載項目において、事業者等の非公開情報や個人情報等、非公表扱いとする必要がある箇所については、その対象箇所が分かるように、「非公表」と記載してください。

・選定の取消し等

① 選定地方公共団体の選定の取消し事由

選定地方公共団体が、次に掲げるいずれかの事由に該当すると認められるときは、当該選定地方公共団体の選定を取り消すことがあります。

- (ア) 当該公募に係る事業を中止したこと。
 - (イ) 選定地方公共団体が公募の参加に当たり不正行為を行ったこと。
 - (ウ) 選定地方公共団体が本公募要領で定める遵守事項に違反したこと。
 - (エ) 共同申請者等の関連する民間事業者及び個人が公募参加資格のいずれかを満たしていないこと。
- ② 選定地方公共団体の選定の取消し通知
- 経済産業大臣は、選定地方公共団体の選定の取消し事由の規定に基づき選定地方公共団体の選定を取り消した場合、当該選定に係る選定地方公共団体に対し、その旨を通知（以下「選定取消通知」という。）します。経済産業大臣は、選定取消通知に当たって、その選定の取消しの理由を付すとともに、選定取消通知を発した日の翌日から起算して7日以内（土曜日・日曜日、祝日を含まない。）に当該理由について書面により説明を求めることができる旨を明記します。経済産業大臣は、上記の説明を求められたときは、原則として、選定の取消しの理由について説明を求めることができる最終日から起算して10日以内（土曜日・日曜日、祝日を含まない。）に、説明を求めた者に対し、回答します。

③ 選定地方公共団体の選定の取消しがあった場合の選定等

上記の規定により選定地方公共団体の選定を取り消した場合、又は選定地方公共団体が辞退した場合には、適切な候補者がある場合には、他の公募参加者を繰り上げて選定地方公共団体に選定することができます。ただし、経済産業大臣が、公共の利益の一層の増進に寄与するものであるとして、再度公募を実施することが適切であると判断する場合はこの限りではありません。また、選定地方公共団体が事業中止を決定した場合は、中止理由を確認の上、改めて公募の実施の是非を検討し、必要に応じて再度公募を実施する場合があります。

8. 取組進捗評価・フォローアップ

GX 戦略地域に選定された地方公共団体は、毎年度、経済産業省に取組状況を報告します。GX 戦略地域の取組状況については、必要に応じ、第三者審査委員会等においてヒアリングを行うなど評価分析し、当該地方公共団体に対し助言を行います。

なお、選定後、その取組が著しく進捗せず、必要な措置を図っても改善が見られない場合には、第三者審査委員会等の判断を踏まえ、選定の取消しを行うことがあります。

また、経済産業省は、GX 戦略地域の取組状況を隨時フォローアップします。取組の進捗状況等について、経済産業省等が主催する会議等において発表いただくなど情報発信に御協力いただく予定です。

9. 提出先・提出方法

地方公共団体名、担当者名、連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）を付記の上、電子メールで bzl-gx-sangyoricchi@meti.go.jp にお寄せください（10MB を超過する場合は、分割して御送付ください。）。電子メール以外による御提出はお控えください。

※ メール件名は「【提出】主たる申請者である地方公共団体名_脱炭素電源活用型 GX 戦略地域計画申請資料」とすること。

※ 様式（1）は、ファイル名を「主たる申請者である地方公共団体名_計画申請書」とした Word 形式と PDF 形式にて提出すること。

- ※ 別添資料（様式自由）は、ファイル名を「主たる申請者である地方公共団体名_補足資料」としたPowerPoint形式とPDF形式にて提出すること。
- ※ 資料を御提出いただきましたら、事務局より受領の御連絡をお送りします。万が一、提出後一週間以内に受領連絡が届いていない場合は、下記問い合わせ先の電話番号まで御連絡ください。

10. お問い合わせ先

イノベーション・環境局 脱炭素成長型経済構造移行投資促進課
電話：03-3501-1511（内線 3367）
メール：bzl-gx-sangyoricchi@meti.go.jp

申請書類の作成に係るお問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。なお、お問い合わせの際は、メール件名を必ず「【問い合わせ】地方公共団体名_脱炭素電源活用型GX戦略地域の選定について」としてください。他の件名ではお問い合わせに回答できない場合があります。

11. その他

- ・ 経済産業大臣は、公募の実施に当たり、各種不正が明らかになった場合には、公募を中止し、必要に応じて再度公募を行います。
- ・ 書類の作成・質問等に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとします。
- ・ 公募に係る書類の作成、提出等に要する費用は、提出者の負担とします。
- ・ 申請内容の評価及び他の地方公共団体による申請内容等についての経済産業省への相談は、透明性等の確保の観点から、公募及び選定期間中は受け付けません。
- ・ 提出書類の内容変更、差替え又は再提出は認めません。ただし、経済産業大臣から記載事項の訂正指示や補足資料の提出の要請等を行う場合はこの限りではありません。
- ・ 申請に当たり、経済産業省、その他関係省庁に対し、選定の陳情等を行うことは控えてください。公募期間中及び選定期間中に、陳情等があった場合は、選定対象としないことがあります。また、選定結果の通知前に経済産業省に対して選定の状況を照会する等の行為についても控えてください。
- ・ 提出された計画について、以下の場合を除いて提出者に無断で二次的な使用をすることはありません。
 - ① 公募参加資格の確認のため、提出された書類及び個人情報について、警察に提供する場合。
 - ② GX産業立地政策の検討に使用する場合。なお、この場合には、個々の情報に係る提出者が明らかにならないようにし、公募参加者の営業秘密等が不当に害されないように取り扱います。
- ・ 情報開示請求があった場合は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき対応します。
- ・ 本公募に関する手続において提出された資料一式は返却しません。

- ・ 選定地方公共団体は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている資機材、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければなりません。
- ・ 本件公募に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とします。

(別添) 公募参加資格

本公司の参加資格は、申請者が、公募の受付期限の日から選定結果公表の日までの期間に、次のいずれにも該当しない者であることを要件とする。(公募参加者がコンソーシアムであるときは、その構成員の全てが該当しないこと)

- (1) 法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- (2) 法人であって、その役員のうち (1) に該当する者があるもの
- (3) 次のいずれかに該当する者
 - (ア) 次の申立てがなされている者
 - ① 破産法第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立て
 - ② 会社更生法第 17 条に基づく更正手続開始の申立て
 - ③ 民事再生法第 21 条の規定による再生手続の申立て
 - (イ) 経済産業省本省により、現に指名停止措置を受けている者
 - (ウ) 法人税の滞納者
 - (エ) 次に該当する者
 - ① 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であると認められる者
 - ② 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - ⑥ 暴力団員である事を知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者
 - (オ) 次のいずれかに該当するとして経済産業省から現に参加資格を認めないこととされている者
 - ① 国による GX 戦略地域選定のための情報収集において地方公共団体等が国に提供したデータに偽造等があった者
 - ② 本事業に係る公募による選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害した者
 - ③ 上記のほか 3. で規定する遵守事項に違反した者
 - ④ その他公募の参加を認めるべきでない行為を行った者